

9月号

おおもり 青色便り



No.0678

一般社団法人 大森青色申告会

令和4.9.1

受けよう「帳簿の確認!」



10月は記帳確認月間です!
(完全予約制)

当会では、毎年10月上旬に「記帳確認月間」として帳簿確認を行っています。帳簿が出来ていないと、確定申告の時に何度も来所することになってしまいます。65万円の青色申告特別控除の否認や、消費税の軽減税率対象物品を取り扱う方の課税仕入等が否認されてしまう場合もあります。特に、以下に該当する方は必ずこの期間にお越しください。また、この期間に記帳確認を受けられた方には「記帳確認証」をお渡しいたします。また、帳簿等に貼付け、帳簿と共に保管してください。

(完全予約制)

正しい決算申告は
毎日の記帳から

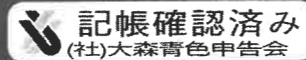


- 期 間：令和4年10月3日(月)～10月14日(金) *土・日・祝日を除く
時 間：10時・11時・13時・14時・15時の枠で予約制でお1人約40分程度
会 場：(一社)大森青色申告会
持 ち 物：記帳している帳簿(やよいのデータ可)
予約先電話：03-3771-8859
対 象 者：①青色申告特別控除65万円の希望者、新規入会者
②会計ソフト使用者
③その他記帳確認が必要な方



「記帳確認」や「やよい入力」の巻き

記帳確認期間に記帳確認を受けた方に差し上げている「記帳確認証」シール↓です。



帳簿等に貼り付け、帳簿と共に保管してください。

【重要なお知らせ】～当会会費の口座振替をご利用の方へ～

令和5年10月1日より、当会会費の収納代行会社の社名が「三生収納サービス株式会社」から「大樹収納サービス株式会社」に変更されます。それに伴い、ご通帳への表示が「TFS(アオイツツカカイカヒ)」「タイツ ヲシウノ」等へ変更します。

今年最後!
ラストチャンス



◎マイナンバーカード申請が
お済みでない皆様へ(大田区在住の方)

10月下旬、マイナンバーカードセンターが **再び大森青色申告会にやってくる!!**
青色申告会の2階でマイナンバーカード申請ができるのはこれが **今年最後のチャンス!!**
大田区在住の方ならどなたでも申請できます。

(但し、申請者ご本人の来所が必要です)

開催時間等の詳細は、チラシ等で改めてご案内いたしますので必ずチェック!

※当会では、青色申告特別控除65万円の適用を「申告者本人のマイナンバーカードを使用」して本人送信でのみ対応しております。まだ発行されていない方はお早めに申請を!!
※コロナ感染状況等により一部または全部の日程が中止となる場合もございます。



青色申告会
会員様限定!

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム
「サンクス・フェスティバル」パスポートのお知らせ



下記期間にて、東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム利用者専用サイトにて、対象パークの1日入園パスポートを購入する際に通常価格から割引に!

ご購入は「東京ディズニーリゾート・オンライン予約・購入サイト」で!

★実施期間中の指定日や購入方法などの詳細は、当会ホームページをご覧ください。

【「サンクス・フェスティバル」パスポートのお知らせ】をクリック!

※利用者専用サイトで購入時に

「プランパスワード：festhx22」と「契約団体番号：1453」を入力してください。

【ご利用期間】2022年10月11日(火)～11月30日(水)

〔販売期間：2022年8月18日(火)14時～2022年11月30日(水)〕

※実施期間中の指定された平日限定(20日設定)

【パスポート料金(割引後)】

- ・大人(18歳以上) 7,900円
- ・中人(12歳～17歳) 6,600円
- ・小人(4歳～11歳) 4,700円



夏季休暇のお知らせ

9月20日(火)・21日(水)・22日(木)は、当会の夏季休暇とさせていただきます。

会員の皆様方にはご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人
大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18

TEL: 03 (3771) 8859

FAX: 03 (3773) 6388

Eメール: aoiro-o@nifty.com

URL: <https://www.oomori-airo.org>



予約制 事務局に申込み
時 間 申込順で30分位

無料法律相談日
9月8日(木)・29日(木)

住宅相談
パナソニックホームズ:9月15日(木)
旭化成ホームズ:9月1日(木)

保険の相談
ご希望の方は事務局迄

「着任のあいさつ」

大森税務署長

潮見 宏文



初秋の候、一般社団法人大森青色申告会の皆様方には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動で仙台局宮古署から参りました潮見でございます。前任の金澤署長同様、よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、徳永会長をはじめ、役員の皆様並びに会員の皆様方に、確定申告の「青色コーナー」への従事をはじめ、会員の方々に対する適正な申告や自宅等からのe-Tax申告の一層の推進など様々な活動を通じて、青色申告の普及・拡大や納税道義の高揚に多大な貢献をいただくとともに、私も税務行政の運営について、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことに対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、消費税のインボイス制度については、適格請求書発行事業者の登録申請の要否を極力年内に検討していただき、申請の際には電子申請をお願いいたします。

また、最近の税務行政を取り巻く環境が経済取引の国際化・ICT化により大きく変化する中、国税庁の使命を十分に果たすためには、納税者の利便性向上に向けた取組を進める必要があります。スマホ申告、キャッシュレス納付などの申告・納税手続の利用拡大をさらに推進したいと考えております。

今後とも、これらの周知・広報に取り組んでまいります。引き続き、皆様方のお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに当たり、大森青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



川島 伸一
総務・管理運営・
個人・資産課税
担当 副署長



この度の異動で大森署勤務となりました。

(一社)大森青色申告会の皆様には、日頃から税務行政に対して多大なご協力を賜り、誠にありがとうございます。

大森署は初めての勤務となりますが、前任者以上に、貴会との連携・協調を深めていきたいと考えておりますので、何卒、よろしくお願いいたします。

前任地：関東信越国税局 課税第一部
課税総括課 課長補佐
出身地：新潟県
趣味：家族と週末の買物

北原 英明
個人課税第1部門
統括国税調査官



この度の異動で大森署勤務となりました。

(一社)大森青色申告会の皆様には、日頃から税務行政に対して多大なご協力を頂きありがとうございます。

大森署は初めての勤務となりますが、一日も早く慣れ、貴会との連携・協調を深めていきたいと思っておりますので、前任の中里同様どうぞよろしくお願いいたします。

前任地：横浜中署 個人課税部門
出身地：東京都
趣味：ギター演奏

古橋 正道
個人課税第1部門
指導上席



この度の異動で大森署勤務となりました。

(一社)大森青色申告会の皆様には、日頃より税務行政に対して多大なご協力を頂きありがとうございます。

大森署は初めての勤務となりますが、貴会との連携・協調を深めていきたいと思っておりますので、前任の岡村同様どうぞよろしくお願いいたします。

前任地：日本橋署 個人課税部門
出身地：熊本県
趣味：ジョギング

事務局からのお知らせ

消費税のインボイス制度について

令和5年10月1日(日)から、消費税の適格請求書等保存方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、登録申請書の提出が可能な期間は原則として、令和3年10月1日(金)から令和5年3月31日(金)までですが、当会でご相談・書類作成される方は、所得税及び消費税の確定申告時期と重なることから令和4年12月27日(火)までにご予約の上、ご来所くださいますようお願い申し上げます。

【参考】

- ※売手である登録事業者は、①適格請求書(インボイス)を交付及び②交付したインボイスの写しの保存が必要となります。
※買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として適格請求書(インボイス)等の保存が必要となります。
詳細は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



【QRコード】

都税事務所からのお知らせ

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

9月30日(金)までに、6月にお送りした納付書でお納めください。口座振替、スマートフォン決済アプリ、金融機関・郵便局のページ対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

【お問合せ先】

- 〈課税について〉 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
〈納税について〉 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁
主税局 HP
都税の支払い方法



マル経融資のご案内

安心な国の融資制度 「マル経融資」をご存知ですか？

◎マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要信用保証協会の保証も不要の融資制度です。

【限度額】 二千万円

【利率】 一・二二%

(二〇二二年八月一日現在)

【融資対象】

従業員二〇人以下(宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業五人以下)の法人・個人

【使途】

事業資金(運転・設備資金)

【返済期間】 七年以上

【設備資金】 一〇年以内

◆審査の結果ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初三年間、支払利息の四〇%が補助されます。一定の要件を満たす設備資金については右記額より当初二年間〇・五%引下となります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、二〇二三年三月三十一日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

◎経営上でお悩みの時 窓口専門相談をご利用ください

・法律相談・税務相談・労務相談 《予約制・無料》

※本相談は、経営に関する相談に限定しております。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

◎ご相談・お申し込みは、

東京商工会議所 大田支部

大田区南蒲田一ノ二十ノ二十

大田区産業プラザ五階

電話(三七三四)一六一一